

令和7年度 第3回剣道段位（初段～三段）審査会 実施要領

一般財団法人 長野県剣道連盟

1 主 催 一般財団法人長野県剣道連盟

2 期日・会場 令和7年12月14日（日） 長野県立武道館

佐久市猿久保 165-1 TEL0267-78-5370

◆審査会日程 受審者数確定後（審査会1週間前）、受付時間等を県連HPに掲載するので確認すること。 ※再受審者（形）も同様とする。

3 支部・加盟団体の申込締切 令和7年11月12日（水）

4 受審資格

（1）初 段 剣道一級受有者で、満13歳以上の者

* 審査会当日に13歳に達した者

* 受審する月が現段位の合格月と

（2）二 段 初段受有者で、受有後1年以上経過した者

同じか、それ以降であること

（3）三 段 二段受有者で、受有後2年以上経過した者

（4）再受審 過去1年以内の審査会における実技合格者で、日本剣道形及び学科が不合格の者

5 審査方法

全日本剣道連盟剣道称号・段位審査規則および長野県剣道連盟称号・段級位審査規則による。

6 審査科目

① 初・二段：切り返し・実技（立合）2回 三段：実技（立合）2回

② 日本剣道形（初段：太刀 一・二・五本目 二段：太刀 五本目まで 三段：太刀 七本）

③ 学科（「第3回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」に従い事前に作文作成、審査会当日提出）

7 申込方法

（1）受審者は「段位審査申請書（第3号様式 - 1）」を各支部または加盟団体（県警、各地区の中体連・高体連）の審査受付窓口にお問い合わせるか、県連HPからダウンロードして作成する。（県連HPの「書き方の見本」参照）その後、「段位審査申請書」及び添付書類（初段受審者は「一級合格証」の写し）を自身が所属している団体（剣友会・道場・スポ少・育成会・学校部活動）を通して、支部・加盟団体審査受付窓口「3 支部・加盟団体の申込締切」期日までに提出する。（個人が直接、支部・加盟団体審査受付窓口へ提出することもできる）

（2）現段位を他都道府県で取得した者は、「段位審査申請書」とは別に「一般財団法人長野県剣道連盟入会申込書（第5号様式）」を自身が所属する団体を通して、支部・加盟団体に提出する。（個人が直接、支部・加盟団体審査受付窓口へ提出することもできる）※提出期日は「段位審査申請書」と同じあわせて、「入会金5000円」を所定の方法（3（2）審査料の事前納入について参照）にて振り込む。

（3）再受審者（日本剣道形・学科）は、「段位審査申請書」（第3号様式 - 1）に添付書類「再受審査票」（原本）を添えて（1）と同様に提出する。

- (4) 県連事務局では個人から直接の申込みは受け付けない。必ず支部・加盟団体窓口に提出すること。
- (5) 各支部・加盟団体は、受審者の「段位審査申請書」(第3号様式 - 1) 及び添付書類(一級合格証の写し等)等を取りまとめ、指定の期日までに「一般財団法人長野県剣道連盟会長宛」として県連事務局に送付する。
- (6) 日本剣道形および学科の再受審は、「10 再受審の手続き」による。
- (7) 「段位審査申請書」の様式は、別掲第3号様式 - 1を用い、「記載上の注意」をよく読んで記入する。
- (8) 申請書類の様式は各支部または加盟団体事務局に問い合わせるか、一般財団法人長野県剣道連盟 HP からダウンロードすることができる。

8 審査料(事前納入)について

受審の受付は、審査料(受審者全員)、入会金(上記7(2)該当者)の納入を持って完了とする。
支部・加盟団体審査受付窓口にお問い合わせの上、指定の期日までに県連指定口座に振り込むこと。
期日に遅れる場合は、支部・加盟団体審査受付窓口を通して必ず県連に連絡すること。

【審査料】初段：4,800円 二段：5,800円 三段：6,900円

【振込先】指定金融機関 ゆうちょ銀行 口座番号：00570 - 0 - 54213 一般財団法人長野県剣道連盟 宛

※他行からの振り込みの場合 ゆうちょ銀行 店名(店番)：〇五九 店 (059)

預金種目：当座 口座番号：0054213

【振込締切】令和7年11月26日(水)

※振込用紙には「受審段位」「受審者氏名」を必ず明記すること。

9 登録料及び合格証書

- (1) 合格発表後、合格者に登録料振込用紙を配付するので、期日までに県連指定口座に振り込むこと。
- (2) 合格証書は全日本剣道連盟より送付後、県連から合格者個人宛に郵送する。

10 審査結果

- (1) 合格発表は会場内の指定場所に合格者番号を掲示する。
- (2) 実技不合格者(希望者)には、審査結果の内容を通知する。
- (3) 実技合格者で日本剣道形または学科の不合格者には「再受審査票」を発行し、不合格であった審査科目のみ再受審ができる。※実技審査不合格は再受審の対象とはならないので注意すること

11 再受審の手続き

- (1) 再受審の有効期限は、日本剣道形または学科の審査不合格日より1年間(同月の審査会)とし、1回に限り受審することができる。再受審で不合格であった場合は、次回は実技審査より受審することになる。※実技審査不合格は再受審の対象とはならないので注意すること
- (2) 再受審受審者は、審査会実施要領に従い、「3 申込締切」の期日までに自身の所属団体または支部・加盟団体に「段位審査申請書」(第3号様式 - 1)に「再受審査票」(原本)を添えて申請すること。再受審者の審査料は通常の審査料の半額とし、期日までに県連指定口座に振り込むこと。(8参照)
- (3) 受付時間等は受審者数の確定後、県連 HP に掲載するので受審者が各自で確認すること。
- (4) 準備期間の修練を十分に積み、万全を期して臨むこと。また、手続きに必要な「再受審査票」を紛失しないように気を付けること。
- (5) 学科再受審者は「第3回剣道段位(初段～三段)学科審査要項」に従って記入し、「段位受審申請書」とともに支部・加盟団体に提出すること。提出期日は上記の受審の申込締切に準じる。

12 個人情報保護法への対応について

申請書及び学科作文に記載される個人情報（支部・加盟団体名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、段位、職業、学校名等）は、長野県剣道連盟が主催する本審査会運営のために利用する。

なお、支部・加盟団体名、氏名、生年月日等の最小限の個人情報は、掲示用紙等に記載することがある。

13 その他

- (1) 今回の審査会は「一般財団法人長野県剣道連盟 感染症予防ガイドライン (R6.9.1 策定)」に沿って開催する。審査会に関わる連絡は、県連 HP 掲載および各支部・加盟団体にその都度通知するので確認すること。
- (2) 会場入場後、指定の待機場所で他の受審者と間隔を空けて待機し、指示に従って受付をすること。審査会に関する説明や指示をよく聞いて行動すること。
- (3) 受審に必要な剣道用具、木刀については各自で用意すること。ただし、個人を特定するもの（所属団体名や学校名も含む）の着用は避けること。
- (4) 下足入れ用として袋を各自持参すること。下足はそれに入れて管理すること。
- (5) 実技審査（面着用）時は「面マスク」または「マウスシールド」を着用すること。（両方の着用可）日本剣道形審査時のマスク着用は任意とする。
- (6) 「6 審査科目 ③学科」に関して、指定用紙（様式）が昨年度（令和6年度）までのものから変更になっているので、十分注意すること。詳細は別紙「令和7年度第3回剣道段位（初段～三段）学科審査要項」にて確認すること。
- (7) 貴重品の管理は各自で責任をもつこと。盗難・紛失などの責任は本連盟では一切負わない。
- (8) 受審者以外（保護者・付添者等）の入場に制限は設けないが、審査会中は受審者に付き添うことはできないので注意すること。
- (9) 欠席の場合は県連事務局（下記）に必ず連絡すること。なお、欠席の場合は受審料を返金するので、①受審者名 ②受審段位 ③連絡先電話番号 ④指定金融機関口座番号 ⑤口座名義人氏名を FAX にて県連事務局まで連絡すること。

審査会に関しては、下記に問い合わせること。

一般財団法人	長野県剣道連盟
〒380-0844	長野市諏訪町503
電 話	026-237-8939
FAX	026-235-8266